

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省）

制 度 名	地球温暖化対策のための税に係る塩製造業における免税・還付措置		
税 目	石油石炭税		
要 望 の 内 容	イオン交換膜法により塩製造を行う製塩業者が、塩製造の際に使用する電力の自家発電に利用する輸入石炭に係る石油石炭税について、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率を免税又は還付とする措置を創設すること。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲220 百万円 （－ 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保するとともに、国内塩産業の健全な発展を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の塩の生産は、国内に岩塩等の天然資源が存在せず、また、多雨高湿の気候により天日塩の製造が極めて困難であることから、諸外国に比べ不利な条件下にある。製塩業界は、従来、これを克服するための合理化努力を重ねてきており、特に、塩田製法からイオン交換膜法へ転換する等、製造コストの引き下げを行い輸入塩に対する競争力の強化を図り、廉価で安全な塩を供給してきた。しかしながら、同製法は、製造費用に占めるエネルギー費用比率が約30%と他の産業に比べ非常に高く、これまでもエネルギー効率の高いプロセスを開発する等の経営努力は行っているものの、昨今の世界的な石炭価格の上昇によるコスト増により経営が圧迫されているのが現状である。</p> <p>このような中、イオン交換膜法により製造された塩については、国内で流通している食料用塩の67%を占めているが、輸入塩との厳しい価格競争にさらされているため、製造コストの増加分を価格に容易に転嫁できない状況にある。</p> <p>地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題であることから、広範な分野にわたりエネルギー起源CO2排出抑制を図るため、地球温暖化対策のための税を設けることは理解できるものの、一方で、これまでの石油石炭税の増税分に加え、今後地球温暖化対策のための税を負担した場合、これら製塩業者の事業存続が危うくなる恐れがある。</p> <p>我が国は工業用を含めた塩の自給率が諸外国と比して極めて低いことから、少なくとも食料用塩の需要量分については国内産塩の供給を確保する必要がある。国内産塩の競争力を高め、安全で廉価な食料用塩を安定的かつ円滑な供給を持続させていくためにも、輸入石炭を使用するイオン交換膜法による製塩業者に対し、地球温暖化対策のための税について、何らかの免税・還付措置が必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 1 - 1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保
		政策の達成目標	良質な塩を安定的かつ円滑に供給するとともに、塩製造業の健全な発展を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	当面の間
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	本措置の適用事業者数は、イオン交換膜法による製塩業者 4 社。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	イオン交換膜法による製塩業者のコスト負担が軽減され、良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関税：基本税率 0.5 円/Kg 我が国は岩塩資源や自然条件に恵まれておらず、主にイオン交換膜法により海水から塩を生産しているが、こうした特殊性にかんがみ、塩の輸入自由化（一元輸入の廃止）に伴い、輸入精製塩との競争条件を整えるため、一定の水準の関税を基本税率として設定。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 塩が国民生活に不可欠な代替性のない物質であることにかんがみ、低廉な価格で安定的に国民に供給すること、また、さまざまな食品の原材料として広く食品業界に影響があることから、価格への転嫁が安易に行われなことが望まれる。 特に、イオン交換膜法により製造された塩については、国内で流通している食料用塩の 6 7 % を占めており、これらの製塩業者に対し本措置を講ずることにより、食料用塩の円滑かつ安定的な供給を確保することができる。 	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため該当せず
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため該当せず
これまでの要望経緯		なし